

五所川原圏域三市町国土強靭化地域計画

【概要版】

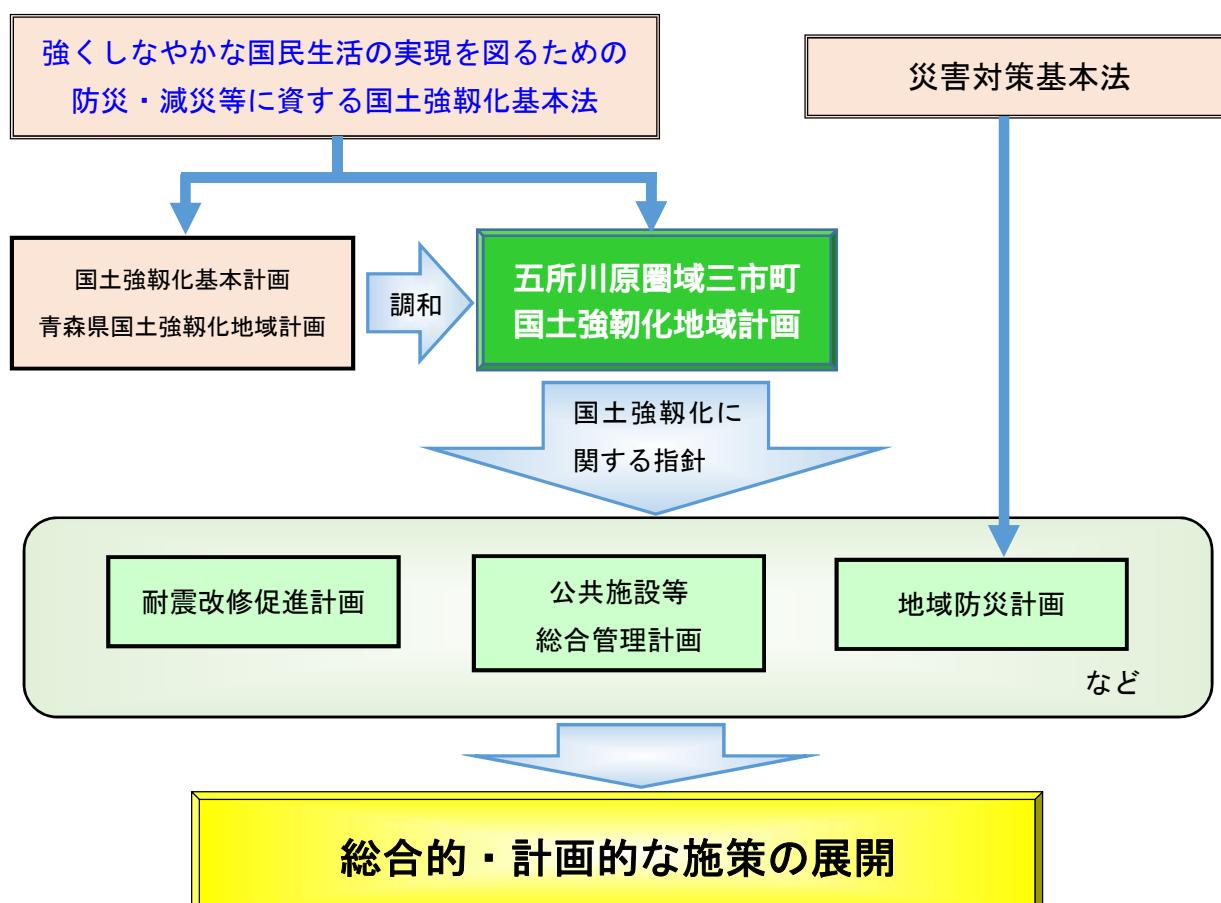
第1章 基本的な考え方

計画策定の趣旨

国では、頻発する大規模自然災害等に備え、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を計画的に実施することを目的とした「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」を平成25年12月に制定し、平成26年6月には基本法に基づいて「国土強靭化基本計画」を策定した。また、青森県では「命と暮らしを守る青森県」を目指し、平成29年3月に「青森県国土強靭化地域計画」を策定し、国土強靭化基本計画と連携した強靭な地域づくりを推進しているところです。

五所川原圏域三市町（五所川原市、鶴田町、中泊町）においても、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として、国や県と連携して計画的に実施し、また、三市町が連携して強靭な地域づくりを推進するため、合同による国土強靭化地域計画の策定をするものです。

計画の位置付け



- 計画の期間は、策定のときから令和7（2025）年度までの5年間。
- 計画の対象災害は、大規模な地震・火災・津波・風水害・土砂災害・活火山等の大規模自然災害。

基本目標

- ① **人命の保護**が最大限図られること
- ② 行政及び社会の**重要な機能**が致命的な障害を受けて維持されること
- ③ 住民の財産及び公共施設に係る**被害の最小化**
- ④ **迅速な復旧・復興**

事前に備えるべき目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること
- ③ 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること
- ④ 経済活動を機能不全に陥らせないこと
- ⑤ 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
- ⑥ 重大な二次災害を発生させないこと
- ⑦ 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

国土強靭化基本計画及び青森県国土強靭化地域計画、五所川原圏域の実情を踏まえて、31のリスクシナリオを設定しました。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1 人命の保護が最大限図られること	1-1	地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2	大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-3	異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫
	1-4	火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態
	1-5	暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生
	1-6	情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態

	2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（県外からの来訪客等）への水・食料等の供給不足
	2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
	3-2	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
4 経済活動を機能不全に陥らせないこと	4-1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞
	4-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	4-3	基幹的交通ネットワーク（陸上・海上・航空）の機能停止
	4-4	食料等の安定供給の停滞
5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること	5-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止
	5-2	上水道等の長期間にわたる機能停止
	5-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	5-4	地域交通ネットワークが分断する事態
6 重大な二次災害を発生させないこと	6-1	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	6-2	有害物質の大規模流出・拡散
	6-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	6-4	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること	7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-4	鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

※市町ごとに地理的な面や地域特性から該当となるリスクシナリオは異なります。

第2章 脆弱性評価と国土強靭化の推進方針

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの対応方策（概要）

脆弱性評価（強靭化に向けての課題）の結果を踏まえ、圏域三市町における今後の取り組みの方向性を推進方針とした対応方策を設定しました。

目標1 人命の保護が最大限図られること

1-1 大規模地震

地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生を防ぐため、建築物の耐震化や老朽化対策の推進、幹線道路や緊急輸送道路等の整備・機能強化を図るとともに、住民の避難場所の確保や避難行動要支援者の支援体制構築、消防団の充実、自主防災組織の設立・活性化支援等、空き家対策、地域防災力の向上を図る。

1-2 大規模津波

大規模津波等による多数の死傷者の発生を防ぐため、津波防災施設等の整備や老朽化対策を推進するとともに、警戒・避難体制の整備や住民の避難場所の確保、避難行動要支援者の支援体制の強化、救助活動を実施する消防力の向上、ハザードマップによる住民の防災意識の向上を図る。

1-3 市街地浸水

広域的かつ長期的な市街地等の浸水や河川の大規模氾濫による被害の発生を防ぐため、河川・ダム施設・ため池等の防災対策の推進、警戒・避難体制の整備や住民の避難場所の確保、救助活動を実施する消防力の向上、ハザードマップによる防災意識の向上等を図る。

1-4 土砂災害

火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生及び県土の脆弱性が高まる事態を防ぐため、警戒避難体制の整備や登山者等の安全対策の推進、避難場所の確保を推進するとともに、ハザードマップによる住民の防災意識の向上等を図る。

1-5 暴風雪や豪雪

暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生を防ぐため、防雪施設の整備や除排雪体制の強化や、代替交通手段の確保を推進するとともに、広報・ホームページによる冬季の防災意識の啓発を図る。

1-6 避難行動の遅れ

情報伝達の不備等に起因した避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生を防ぐため、行政機関における情報連絡体制や住民等への情報提供手段の強化を推進するとともに、住民の防災意識の向上や防災教育の推進等を図る。

目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

2-1 物資供給の停止

被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止を防ぐため、支援物資等の供給体制の確保や水道施設・物流関連施設の防災対策の推進を図る。

2-2 孤立集落等の同時発生

多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生を防ぐため、孤立するおそれのある集落への支援体制の構築や、代替交通・輸送手段の確保、道路施設の防災対策を図る。

2-3 救助・救急活動の停止

自衛隊、警察、海保等の被災により救助・救急活動等が実施できない事態を防ぐため、防災関連施設や公共施設の耐震化・老朽化対策の推進、防災関係機関の連携強化、災害応援・救援物資等の受入体制の確保、防災訓練の推進や自主防災組織の活性化による地域防災力の向上等を図る。

2-4 エネルギー供給の途絶

救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶を防ぐため、緊急車両・病院・防災ヘリに対する燃料供給の確保、緊急輸送道路等の機能強化・老朽化対策、道路施設の防災対策の推進を図る。

2-5 大量の帰宅困難者の発生

想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給が不足する事態を防ぐため、帰宅困難者の避難・輸送体制の強化、支援物資等の供給体制の確保を図る。

2-6 医療機能の麻痺

医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶等による医療機能の麻痺を防ぐため、病院施設や社会福祉施設等の耐震化を推進、災害発生時における医療提供体制の構築や要配慮者への支援体制の強化及び道路施設の防災対策の推進を図る。

2-7 感染症の大規模発生

被災地における疫病・感染症等の大規模発生を防ぐため、避難所における新型コロナ対策を含む感染症対策、下水道施設の機能確保等を推進する。

目標3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること

3-1 行政機能の低下

行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下を防ぐため、防災関連施設・公共施設・インフラ施設等の耐震化・老朽化対策、庁舎等における機能の確保、行政情報通信基盤の耐災害性の強化、行政機関の業務継続計画の策定、受援・連携体制の構築等を図る。

3-2 情報通信の麻痺・停止

電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止を防ぐため、情報通信基盤の耐災害性の強化や電力の供給停止対策の整備等を図る。

目標4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

4-1 経済活動の停滞

サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞を防ぐため、企業におけるBCP計画作成の促進や物流機能の確保、道路施設・港湾漁港施設の防災対策の推進を図る。

4-2 エネルギー供給の停止

社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止を防ぐため、電力・ガス事業者との連携強化や石油燃料供給体制の構築、道路施設の防災対策の推進を図る。

4-3 交通ネットワークの機能停止

基幹的交通ネットワークの機能停止を防ぐため、道路、鉄道、港湾・漁港施設の防災対策の強化を図る。

4-4 食料等の供給停滞

食料等の安定供給の停滞を防ぐため、食糧流通機能の維持・確保や地元食料品の生産・供給体制の強化を推進する。

目標5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること

5-1 電気・石油・ガス等の機能停止

電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止を防ぐため、エネルギー供給事業者の災害対策や石油製品の安定供給体制の構築を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入促進等を図る。

5-2 上水道等の機能停止

上水道等の長期間にわたる機能停止を防ぐため、水道施設等の耐震化・老朽化対策や、応急復旧・給水体制の整備等を図る。

5-3 汚水処理施設等の機能停止

汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止を防ぐため、下水道施設や農業・漁業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策の推進や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進を図る。

5-4 交通ネットワークの分断

地域交通ネットワークが分断する事態を防ぐため、道路施設や鉄道施設の防災対策を推進するとともに、圏域自治体の連携した取組による地域公共交通の確保を図る。

目標6 重大な二次災害を発生させないこと

6-1 ため池等の損壊

ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生を防ぐため、ダム施設、防災施設等の老朽化対策等を推進や、ため池ハザードマップの作成による浸水想定区域の周知、河道閉塞（天然ダム）が発生した場合の連絡体制の強化を図る。

6-2 有害物質の大規模拡散

有害物質の大規模流出・拡散を防ぐため、有害物質取扱事業所等に対する監視・検査指導等を通じた流出・拡散防止対策の推進や、坑廃水処理関係施設の稼働の確保、有害物質流出時の処理体制の構築を図る。

6-3 農地・森林等の被害

農地・森林等の荒廃による被害の拡大を防ぐため、荒廃農地の発生防止・利用促進や森林資源の適切な保全管理を推進するとともに、砂防・治山施設等の老朽化対策等を実施する。

6-4 風評被害

風評被害等による地域経済等への甚大な影響の発生を防ぐため、平時より県産品に関する正確な情報を見信する体制の整備や、安全・安心な生産・流通システムの構築等を図る。

目標7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

7-1 災害廃棄物処理の停滞

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、災害廃棄物処理計画の策定や、関係機関・団体との連携強化等による処理体制の構築を図る。

7-2 復興を担う人材等の不足

道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、受援・連携体制の構築を図るとともに、建設業・農林水産業の担い手の育成・確保や産業を支える人材の育成等を図る。

7-3 地域コミュニティの崩壊

地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、応急仮設住宅を迅速に供給する体制を確保するとともに、地域コミュニティ・農山漁村の活性化や消防団の充実等を図る。

7-4 鉄道・幹線道路等の損壊

鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、鉄道事業者との連携や、道路施設の防災対策、代替交通手段の確保等の整備を推進する。

連携項目

圏域全体の国土強靭化の推進に向け、三市町が取り組む連携項目は以下のとおりです。

(1) 実施している連携項目

連携項目	概 要	関係市町
避難所における水等の確保	避難所における水を確保するため、水道災害相互応援協定により圏内水道事業者が相互に水道施設の復旧と、運搬給水等による水の確保について応援する。	全市町
孤立集落発生時の支援体制の確保	食料や資機材等の物資輸送等の支援が必要となるため、市町間の広域連携の観点から、相互応援協定を締結している。	全市町

(2) 今後検討していく連携項目

連携項目	概 要	関係市町
消防力の強化	施設等の整備推進と、災害発生時に受援する側となつた際の対応について図上訓練を含めた取組を行う。	全市町、消防本部
地域防災力の向上 (防災訓練の推進、総合防災訓練の実施)	県総合防災訓練の共同実施・参加の取組を行う。(広域による防災訓練)	全市町、消防本部
広域避難訓練 (指定緊急避難所及び指定避難所の指定、観光客等に対する広域避難の強化、地域公共交通の確保)	広域避難の協議や取組を推進する。	全市町、消防本部

第3章 計画の推進と見直し

計画の推進

五所川原圏域三市町の国土強靭化に当たっては、行政の取組だけでなく、住民・事業者と連携した取組が必要で、地域社会が一丸となって取り組んでいく必要があります。

平時から様々な取組を通じた関係構築を進めていくとともに、効率的な施策・事業の実施に努めていきます。

計画の推進管理

本計画に基づく取組を確実に推進するために、関連施策・事業の進捗状況を毎年把握し、計画全体の見直しや改善を図っていきます。

五所川原圏域三市町だけでは対応できない事項については、国・県・関係機関などへの働きかけや連携を通じ、施策・事業の推進を図っていきます。

計画の見直し

今後の社会情勢の大きな変化や考慮すべき自然災害リスクの変化、国や県などの強靭化に関する施策の取組状況、五所川原圏域三市町それぞれの進捗状況などを考慮しつつ、計画期間中であっても必要に応じた見直しを行います。

五所川原圏域三市町国土強靭化地域計画【概要版】

令和3年3月
五所川原圏域三市町

五所川原市 総務部防災管理課
〒037-8686 青森県五所川原市字布屋町 41 番地 1
TEL : 0173-35-2111 FAX : 0173-35-3617

鶴田町 総務課人事行政班
〒038-3595 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬 200 番地 1
TEL : 0173-22-2111 FAX : 0173-22-6007

中泊町 総務課消防防災係
〒037-0392 青森県北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂 209 番地
TEL : 0173-57-2111 FAX : 0173-57-3849
